

リニア環境未来都市検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 リニア中央新幹線（以下「リニア」という。）の開業は、国内外との交流の拡大を通じて、定住人口の増加や新たな産業の創出など、本県の将来にわたる発展の契機となることが期待されている。本県の新たな玄関口となるリニア駅周辺（駅の近郊も含む。以下同じ。）において、「リニア環境未来都市」の創造に向けた整備方針を策定するに当たり、優れた見識を有する者から幅広く意見を聴くため、リニア環境未来都市検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することとし、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) リニア駅周辺の整備に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって構成し、知事が委員を委嘱する。

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開して行うものとする。この場合において、報道機関等で公共性その他特別の理由があると議長が認める者を除き、傍聴人の定員は議長が定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会議の議事が次の各号のいずれかに該当するときは、議長は会議を非公開とすることができる。

- (1) 山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）第8条各号に該当する事項について審議または調査を行うとき。
- (2) 当該会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性

が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、山梨県リニア交通局リニア推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月22日から施行する。